
**第 1 回 いちき串木野市
洋上風力発電調査研究協議会**

資 料 1

いちき串木野市洋上風力発電調査研究協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）による洋上風力発電事業を見据え、本市経済及び環境等への影響について調査及び研究を行うため、いちき串木野市洋上風力発電調査研究協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び研究を行うものとする。

- (1)本市沖合での洋上風力発電の導入可能性及び課題整理に関すること。
- (2)本市沖合での洋上風力発電に係る地域の理解促進に関すること。
- (3)洋上風力発電に係る情報の共有に関すること。
- (4)その他洋上風力発電に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる関係者で組織する。

- (1) 漁業関係者
- (2) 住民代表者
- (3) 商工業及び観光関係者
- (4) 定期航路事業者
- (5) 学識経験者及び有識者
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

いちき串木野市洋上風力発電調査研究協議会設置要綱

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長の選任は、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総括し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、会長が主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、企画政策課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱の定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

いちき串木野市洋上風力発電調査研究協議会委員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名	区 分
1	串木野市漁業協同組合	代表理事組合長	早 崎 達 哉	漁業関係
2	鹿児島県漁業協同組合 串木野市島平支所	理事	迫 田 洋 則	
3	羽島漁業協同組合	代表理事組合長	平 石 良 博	
4	市来町漁業協同組合	代表理事組合長	大久保 光 朗	
5	いちき串木野市まちづくり連絡協議会	本浦地区まちづ くり協議会長	小 松 利 美	住民代表
6	同上	支え合う川南み んなの会長	米 園 仁 志	
7	いちき串木野市地域女性団体連絡協議会	会計	小 原 文 子	
8	同上	川南地区部長	宇 都 トミ子	
9	いちき串木野商工会議所	会頭	川 崎 弘 一	商工及び観 光関係
10	NPO法人鹿児島いちき串木野観光物産セン ター	理事長	久木山 睦 男	
11	甕島商船(株)	取締役海務部長	石 原 義 三	定期航路
12	南薩砂利(株)	代表取締役	北 山 和 博	その他
13	鹿児島県エネルギー政策課	主幹兼係長	石 塚 大 地	有識者
14	いちき串木野市	副市長	出 水 喜三彦	行政
15	いちき串木野市	企画政策課長	北 山 修	
16	いちき串木野市	シティセールス課長	長 崎 崇	
17	いちき串木野市	水産商工課長	後 潟 健太郎	
18	いちき串木野市	都市建設課長	吉 見 和 幸	
19	いちき串木野市	市民生活課長	久 保 さおり	
事務局 いちき串木野市 企画政策課				
オブザーバー		九州経済局資源エネルギー環境部エネルギー対策課		

いちき串木野市洋上風力発電調査研究協議会設置の趣旨

○協議会設置の背景(国)

国は2020年10月「2050年カーボンニュートラル(脱炭素社会の実現)」を表明し、2021年4月「2030年度の温室効果ガス排出46%削減(2013年度比)、さらに50%の高みを目指す」とした。

そして、これらの実現に向けて2021年10月、第6次エネルギー基本計画を発表し、「再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す。」としている。

また、洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会において、洋上風力発電の導入目標として、2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000～4,500万kW(原子力発電1基分が100万kWの出力とすれば最大45基分に相当)の案件を形成するとして「洋上風力産業ビジョン」を取りまとめている。

いちき串木野市洋上風力発電調査研究協議会設置の趣旨

○協議会設置の背景(市)と目的

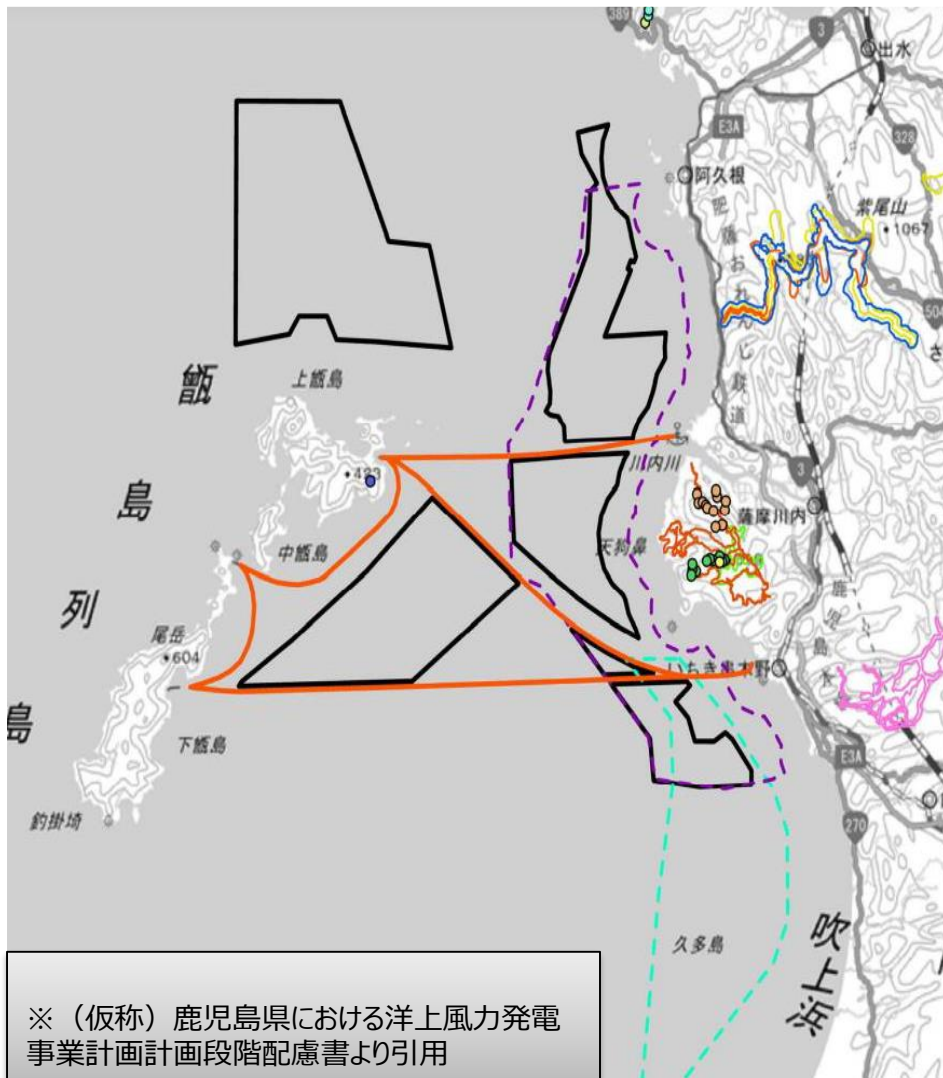
本市は第2次総合計画において、「環境維新のまちづくり」として再生可能エネルギーの導入促進を図っている。このような中、本市沖合を含む薩摩半島西部の海域において、複数の洋上風力発電計画が公表されている。

しかしながら、これらの計画されている洋上風力発電について、ヨーロッパ等ではメジャーな発電方法として大きな比率を占めているものの、国内ではまだ一部地域で事業が先行的に進んでいるが、メリットや課題など不明な点が多いのが現状である。

そこで、洋上風力発電に関する各種情報や地域概況の収集・整理を行い、関係者及び市民の皆様と共に知見を深めながら、洋上風力発電について調査・研究を行おうとするものです。

これにより、より多くの市民への理解促進が図られるとともに、次のステップに向けた展開として、より具体的な調査及び整備事業に取り組むことが可能となり、将来的にはゼロ・カーボンシティの実現が可能となります。

いちき串木野市に関する洋上風力発電計画について



□ ... 南国殖産、日本
風力エネルギー (500MW~
最大1,500MW)

□ ... 三井不動産、イ
ベルドローラ・リニューアブルズ
・ジャパン (最大600MW)

□ ... インフラックス (最大969MW)

— ... フェリー航路

次年度以降の協議会スケジュール(予定)

次年度以降は、国の補助事業を活用して洋上風力発電調査研究事業を実施することとし、4月に業務委託先の選定を行い、各種調査・資料収集等を行いながら、同協議会の中で洋上風力発電について研究してまいります。

令和4年度スケジュール(予定)

5月・・・第2回協議会開催(調査項目検討など)

8月・・・先進地視察

9月・・・第3回協議会開催(先進事例検証など)

R5.2月・・・第4回協議会開催(事業性検証など)